

ポーランド家族法の素描

青山, 道夫
九州大学法学部教授

有地, 亨
九州大学法学部助教授

<https://doi.org/10.15017/1386>

出版情報 : 法政研究. 27 (2/4), pp.1-26, 1961-03-25. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

ポーランド家族法の素描

青 山 道 夫
有 地 亨

はしがき

- 一、家族法の改革
- 二、婚 姻
- 三、離 婚
- 四、夫婦財産制
- 五、親子関係と養子縁組

はしがき

われわれは、たまたま、駐日ポーランド大使館の St. Pawlak 氏の御厚意でポーランド「家族法」(英文)の恵贈を受けた。Polish Institute of International Affairs 刊行の Legislation of Poland (Laws, Decrees, Orders, Ordinances) の第四巻の "Family Law" (Warsaw, 1958) である。この冊子には一九五〇年六月二七日の「家族法」の法文のほか手続規定その他を収めており、現行ポーランドの家族法規を知るにたいへん便利である。

これまで、わが学界ではソヴェトの家族法についての紹介、研究はかなり盛んであるが、中欧における社会主義国家圏諸国の家族法については、あまり研究もすすめられていないようである。それで本稿はきわめて素描的なものにして、ポーランド家族法の概要を紹介することが多少とも有意義と申って執筆した。幸いこのテキストの外に

も、のちに、本文の註にかかげたような文献を入手していたので、これらを参照し、いちおうの概観はなしたわけであるが、もちろん十分といかないことを予めお断りしておきたい。一九五〇年家族法の法文の全訳も用意したが、本稿では紙数の関係上省略し、他の機会に発表することにしたと思う。

なお、この紙面を借りて St. Pawlak 氏に深謝の意を表しておきたい。

一 家 族 法 の 改 革

一九四四年七月、ソヴェト軍によるポーランド解放が着手されたとき、ポーランド民族解放委員会が組織された。同委員会は七月二二日にポーランド全勤労者に祖国の自由と独立のためにたたかうようによびかけ、新しいポーランドの建設の基本原則を規定した宣言を発し、社会改革綱領を公布し、民主主義的再建の基礎を措定したのである。九月に同委員会は農業改革を布告し、耕作面積五〇ヘクタール以上ないし総面積一〇〇ヘクタール以上の部分は無償で国家に移管して大土地所有を廃止し、また、反国家的、反民族的分子の土地を没収した。一二月に臨時政府と改称し、一九四五年一月ソヴェト軍による全土の解放後ワルソーに移った。一九四五年六月ロンドンの亡命政府を迎えて民族統一政府が創られ、一九四六年一月一切の大中工業の国有化が宣言され、一交替の労働者数五〇人以上の企業の国有ないし共同組合化が決定され、それは一九四六年六月の国民投票で上院廃止の件とともに議会で承認された。このように、反帝国主義、反封建的革命としての人民民主主義革命の第一段階のブルジョア民主主義革命の諸課題がほぼ達成され、第二段階の社会主義革命への移行が準備された。同年九月には、国民経済復興三ヶ年計画法（四七―四九年）が採択され、戦後経済の再建を産業の社会化とともに計画的に推進する方針が定められ、一九四七年の選挙はポーランド労働党を中心とする民主主義ブロックの大勝に終り、同年末までに社会主義の建設を決定的なものならしめた

のである。ついで、一九五〇年から経済六ヶ年計画（五〇―五五年）を実施し、本格的な社会主義経済の建設に着手するとともに、五二年七月議会は四七年二月制定の暫定憲法（ポーランド共和国の最高機関の構造と権限に関する法律）に代わるポーランド人民共和国憲法を採択し、人民民主主義国家の樹立を確認したのである。^(一)

そのポーランド人民共和国憲法は第六六条以下において、つぎのように宣言している。^(二)

第六六条第一項 ポーランド人民共和国において婦人は国家的、政治的、経済的、社会的および文化的な活動のすべての分野で男子と平等の権利をもつ。

第六七条 婚姻と家族はポーランド人民共和国の配慮と保護をうける。国家は子供の多い家族にたいして特別の配慮をする。

第六八条 ポーランド人民共和国は青年の教育について特別に配慮し、青年が更に広く発展できるように保障する。

これらの憲法上闡明された原則は一九五〇年六月二七日法として公布された現行の家族法典にも当然反映している。そこで、この家族法典に立入るまえに、解放以前の家族法の状態ならびに前述の政治上、経済上の社会化の過程に対応して家族法はどのように改革されたかを簡単に述べておきたい。

一九一八年六月、ヴェルサイユ講和会議によって独立を承認されたポーランド共和国は統一された民法典をもたず、遂にその統一は第二次大戦の終結まで実現をみることなく、つぎの五つの異なった立法体系によって支配された。旧ロシア領ポーランド地域の中、一八一五年ウィーン会議によって創設されたポーランド王国 (Royaume de Pologne, Royaume du Congrès) 地域においては、ナポレオン民法典（第一編、第三編第五章、第一八一―一九章をのぞく）、一八二五年のポーランド王国民法典、一月革命後ニコライ一世によって課せられた一八三六年の婚姻法が行われ、右地域外の東部地域では、ロシア旧法典 (Svod Zakonov) 第一〇巻、第一一巻第一編が一八四〇年以来施行された。また、

旧プロイセン領ポーランド地域では、一八九六年のドイツ民法典 (B. G. B.) が一九〇〇年一月一日から行われ、更に、旧オーストリア領ポーランド地域中、ガリツィアとシュレジエン地域は一八一二年一月一日来、一八一一年のオーストリア民法典 (A. B. G. B. 一ただし、一九一四、一九一五、一九一七年法による修正をうける) により、また、スピッスとオラワ地域はハンガリー法(一八九四年ハンガリー法第三一、三二条)によって支配された。(三)

第一次大戦後、法典の統一は法曹あるいは法典編纂特別委員会によって試みられ、一九三〇年に民事訴訟法(四)、一九三二年に刑法、一九三四年に商法の統一をみたが、民法の領域では、一九三四年に債務法のみ統一が実現されたにとどまった。かくて、民法の統一事業は、第二次大戦後、ポーランド政府によって一九四五年六月に司法省に付託され、一九四六年一〇月に至ってその完成をみた。一九四五年から一九四六年にかけて家族関係に関しては以下のような個別的な命令の形式で施行された。(五)

- (1) 婚姻法—一九四五年九月二五日命令 (J. of L., No. 42/270) の公布、一九四六年一月一日から施行。
- (2) 夫婦財産制法—一九四六年五月二九日命令 (J. of L., No. 31/196) の公布、一九四六年一〇月一日から施行。
- (3) 家族法—一九四六年一月二二日命令 (J. of L., No. 6/52) の公布、一九四六年七月一日から施行。
- (4) 後見法—一九四六年五月一四日命令 (J. of L., No. 20/135) の公布、一九四六年七月一日から施行。

これらの家族関係の諸法律は、社会主義体制への定着の萌芽を蔵しつつ、農業上の封建的遺制の清算、農業改革等の資本主義的要素の抑圧を行うと同時に、その排除をも意図する人民民主主義革命のさなかにおいて成立したものであった。以上の政治的諸条件は当然これらの法に反映している。Jodlowski は^(六)の^(六)のように述べる。△ポーランドの新民法はたえず近代の立法上の思惟の取得物を顧慮しながら、それを表現することを主張するだけでなく、それは進歩主義的な社会的傾向を表現したものである。ポーランドの新法は近時ポーランドやその他数ヶ国で始まった

社会、経済、政治の急激な変革の時期に創設された。この極めて重要な変革は進歩と社会的正義の観念を表現したものである。それゆえ、それらの変革が家族関係の領域のような重要な社会関係の領域を支配する立法行為にたいして影響を与えないではおかないということは明瞭である。かようにして私権の社会主義化、つまり、私権の公的利益への従属の過程は著るしく進展し、社会的利益は個人の利益に優先し、一切の私権をも支配するようになる。ポーランドの立法者は私的關係の平面においては社会的利益の擁護を確保しようと試みるとともに、他方では、政治、経済、社会の諸制度の徹底的な変革に対応して、もはや新しい実態に即応しない社会的不平等ないしは不正のような封建的遺制を民法から一掃することを企図したのであった。これらの家族関係の諸命令の近代的な性格はつぎの点にあらわれている。^(七)

まず第一に、婚姻法の宗教的要因を破棄し、婚姻締結に關しての非宗教的な強制方式を導入し、しかも、婚姻無効ならびに離婚について普通法裁判所の排他的な管轄権を認めた。

第二に、配偶者双方の相互關係ならびに子に關する權利、義務の完全な平等を確立した。

第三に、旧ロシア領ポーランド地域では、父を定める訴は許されなかつたのであるが、これを認めることによつて婚姻外で生まれた子の地位を改善した。

第四に、第二次大戦の結果輩出した孤児を救済するために養子縁組手續を簡易にした。

第五に、親権に服さない未成年者や無能力者の保護に關して、後見人の活動にたいする後見機関の適切な監督と統制を導入し、被後見人の利益を保護した。

これらの別々の命令で施行された家族關係の諸法律を一個の民法典に統一整備する作業が立法事業のつぎの段階を形成する。ポーランドでは、人民民主主義革命が、一九四七年末をもって、ブルジョア民主主義革命の任務の遂行を主軸とする第一段階から平和裡に社会主義革命の任務を解決すべき第二段階に移行したが、統一家族法典の立法は、

遂行すべき経済的課題の社会主義的志向と労働者階級の組織的強化という政治戦線の再編成を政治的、社会的背景として、一九五二年のポーランド人民共和国憲法を頂点とする社会主義体制の確立の一連の立法事業の一環をなすものである。

かようにして、一九五〇年六月二七日、ポーランド人民共和国会議は新家族法典を可決した。そしてこの新家族法典は一九五〇年一月一日から施行され、従来の家族関係の諸命令にとって代った。この家族法典はそれまでの諸命令にたいしてつぎの点に特徴を有する。^(八)

- (a) 家族法典は婚姻無効の原因を制限している。
 - (b) 家族法典は、父子関係が父の認知または判決によって確定されるといなどにかかわりなく、婚姻で生まれた子と婚姻外で生まれた子との法律上の平等を確立した。子ならびに母はともに裁判所によって父子関係を確定してもらふことを請求することができる。
 - (c) 家族法典は、法定夫婦財産制として、相続、遺贈、または贈与による取得物、個人的使用に供される物、職業活動に使用される物以外の婚姻中に取得した一切の財産を共有財産とみなし、これらの共有財産の管理に関しては、配偶者双方が平等の権利をもつことを認めた。
 - (d) 家族法典は概して未成年者が親権に服さない場合にかぎり、しかももっぱら未成年者の利益を保護する目的で未成年者の養子縁組を認めて、養子制度を根本的に改革した。養子縁組は契約によってではなく、判決によって締結されることになった。
- この家族法典を補足するものとして、つぎのような命令法が出ている。

(a) 家族法典の改正に関する一九五三年六月三日の命令 (J. of L., No. 31/124) — 婚姻中の出生の否認を裁判所

に請求する権利を子に付与する。

(b) 家族および後見事件非訟手続に関する一九五〇年六月二七日法 (J. of L. No. 34/316)、未成年者後見事件の補助機関としての社会監督官の選任に関する一九五六年八月三日命令 (J. of L. No. 26/134)。

(c) 民事訴訟法の規定、とくに、婚姻事件 (第四一六—四三九条) ならびに親子関係事件 (第四四〇—四五〇条) に関する手続規定。

(d) 出生、婚姻、死亡の届出に関する一九五五年六月八日命令 (J. of L. No. 25/151) —ただし、一九五六年一月一日法 (J. of L. No. 41/189) により改正。

以下、婚姻、離婚、夫婦財産制、親子関係について、家族法典とそれにいたるまでの発展とを概括しよう。

(一) ポーランドの社会化の移行過程については、とくに、副島種典「人民民主主義の経済的基礎」(人民民主主義の研究^(下)所収)、その他、柳春生「東欧人民共和国の本質」(同上^(下)所収)、横越英一「人民民主主義国家論の発展」(同書所収)、島山成人「ポーランド」(世界歴史辞典⁸所収)参照。

(二) 稲子恒夫「ポーランド人民共和国憲法」(人民民主主義の研究^(下)所収)の訳文による。

(三) 以上は、Legislation of Poland, Laws, Decrees, Orders, Ordinances, The Family Law (Polish Institute of International Affaires, Vol. 4) 1958, p. 7; S. Borten, Pologne dans Juris-Classeur de droit compare, 1953, p. 2; J. Jodlowski, Le nouveau droit de la famille en Pologne, Revue internationale de droit compare, 1949, p. 67 による。

(四) このポーランド民事訴訟法については、「ポーランド新民事訴訟法」(一九三三年)(司法資料一九五号)参照。

(五) Legislation of Poland, *ibid.*, p. 8.

- (六) J. Jodlowski, op. cit., p. 68.
(七) Legislation of Poland, op. cit., p. 8.
(八) Ibid., p. 9.

二 婚 姻

(1) 婚姻法の変遷⁽¹⁾

一九四五年の婚姻法は、ポーランドにおいて従来の婚姻に関する諸種の法制を統一しただけでなく、婚姻の觀念自体の基本的改革を遂行したという点で極めて重要な意義をもつ。それまで、ドイツ民法が施行された西部地方では、婚姻は非宗教的の制度とみなされ、民事婚ならびに離婚が承認され、婚姻事件の管轄権は民事裁判所に与えられた。オーストリア民法典が施行された南部地方では、婚姻事件の裁判権は民事裁判所に属したが、公認の教派に属する教徒には宗教婚が課せられた。従って、それ以外の者にたいして民事婚が許されたにすぎなかった。中部地方では、一八三六年にニコライ一世によって強行された婚姻法はカトリック教徒にたいして宗教婚を課し、民事婚は非カトリック教徒について許されたにすぎない。この地方の九〇パーセントを占めるカトリック教徒は、離婚を禁止され、婚姻事件の裁判権は教会裁判所に委ねられた。同様な法は東部地方でも施行され、当時のヨーロッパ婚姻法の中でもっとも保守的なものであった。その後、第二次大戦にいたるまで、婚姻の還俗化の運動が行われたが、いずれも成功しなかった。

一九四五年の婚姻法は婚姻から宗教的性格を一掃し、婚姻を法律的、社会的制度として規制し、婚姻事件の管轄権を国家裁判所に付与する。また婚姻の方式に関しても、戸籍吏の面前で締結された婚姻のみが国家によって法的に承

認された方式である旨を宣言して、その非宗教的方式を導入した。

それだけではなく、この命令による婚姻法は社会的利益の観点からは、配偶者双方にたいして権利と義務の完全な平等を付与する原則に立脚する。^(三) ポーランドにおいては、一切の公的、私的職務にたいする男女の同権が確立され、また、女子も男子と同等の立場で国家的必要から要請される一切の任務と貢献を分担するからには、男女の同権が家族法の中に規範化され、夫を家長とし妻に服従の義務を強要する従前の立法が排斥された。

また、婚姻法では、『夫』、『妻』という用語の使用を廃止し、当事者双方を意味する『配偶者』という語だけが用いられるようになった。この当事者の平等に従って配偶者相互関係、婚姻共同生活に関し、また、第三者にたいして平等の権利、義務を確立した。一九五〇年の家族法典では多少修正が加えられているが、このような基本的性格はその規定する婚姻にそのまま受継がれている。

(2) 現行婚姻法^(三)

(a) 婚姻締結の方式

一九四五年の命令に規定された民事婚の方式はそのまま承継され、婚姻に先立って公示を行うこともその要件になっていない(第一一五条)。また、重大な事由があるときには、代理人による婚姻が許される。その場合には、受任者は委任者およびその相手方の身分を表示した特別の委任状を持たなければならないが、それには公証された方式は要求されていない(第六条)。

(b) 婚姻適令^(四)

婚姻の締結は成年者、すなわち、満一八才に達した者にたいしてのみ許される(第一〇条)。もっとも、重大な事由があるときには、裁判所は満一六才に達した未成年者にたいして婚姻の締結を許可することができる(同条但書)。ま

た、家族法典においては、未成年者の婚姻にたいする父母の同意という観念は存在しない。

(c) 婚姻障害と婚姻無効

(イ) 未成年者、既に婚姻している者ならびに精神障害者の婚姻の締結は原則として禁止され、その婚姻は無効の宣告を受ける（第七、八、九、一〇条）。しかし、未成年者の婚姻の無効は検察官または配偶者自身によって主張されるだけであり、また、配偶者が成年に達するか、あるいは妻が懐妊すれば、その婚姻は有効となる（第一〇条第二、三項）。後婚の無効の訴は検察官および一切の利害関係人によって提起されるが、前婚の無効または解消によって、後婚は有効になる（第七条第二、三項）。精神障害者については、その健康状態が婚姻の本質や目的と矛盾しないときには、裁判所はその婚姻を許すことができるが、その無効は精神障害の状態が存続するかぎり、他方の配偶者によってのみ主張されうる（第九条）。

(ロ) 直系血族、兄弟姉妹、直系姻族ならびに養子縁組関係が存続中の養親子相互間では、婚姻が禁止される（第八条第一項）。ただし、重大な事由があるときには、裁判所は直系姻族間の婚姻を許すことができる（第八条第一項後段）。直系血族、兄弟姉妹、養親子相互間の婚姻の無効は検察官および一切の利害関係人により、また、直系姻族間の婚姻の無効については、配偶者自身によって主張されうるだけである（第八条第二項）。

(ハ) 婚姻無効の訴は婚姻の解消後には許されない（第一一条本文）。しかし、例外として、検察官および一切の利害関係人は重婚ならびに禁止親等の親族間で締結された婚姻の無効確認を請求することができる（第一一条第一項但書）。

(ニ) 無効の宣告を受けた婚姻は締結されなかったものとみなされる（第一三条第一項）。しかしながら、配偶者とその子との間の関係および配偶者相互間の財産関係にたいする無効の効果は離婚の効果と同一である（第一三条第二

項)。

(d) 婚姻の効果

婚姻は配偶者間に同居、守操、相互扶助ならびに家族のために協力する義務を創設する(第一四条)。また、配偶者双方は婚姻において平等の権利、義務を有し、妻にたいする行為能力の制限に関する規定が存在する余地はない。配偶者は家族に関する一切の重要な問題を合意に基いて決定する(第一五条前段)。配偶者はともに親権を行使し、また、双方ともに、子の法定代理人となる(第五三、五四条)。双方の意見が一致しないときには、裁判所によって解決され、夫の意見を優先させることはない(第一五条後段)。

配偶者は各自の能力、収入および資産に応じて家族の生計に寄与する義務を負う。この寄与は全部または一部、子に付与される監護、子の教育ならびに共同の家庭のための労働から成るものとみなされる(第一八条)。一方の配偶者がこれらの義務を履行しないときには、裁判所はその俸給あるいは他の債権の全部または一部が他方の配偶者に支払われるべきことを命じうる(第一九条)。

(e) 妻の氏

妻は夫の氏を称する。しかし、妻は自己の氏に夫の氏を付加して、自己の氏を保持することもできる。妻は婚姻締結にその意思表示し、婚姻証明書にその旨の記載をしなければならない(第一六条)。

三 離 婚

(1) 一九四五年の離婚法^(五)

一九四五年の命令は、婚姻をもって国家の社会的基礎の構成単位とみ、婚姻を社会制度として規定するのであり、

婚姻結合の安定化の原則の実現に重大な関心を払っている。したがって、この命令はかかる原則から出発して、婚姻結合が継続的な破綻状態にあって、その社会的義務を遂行しえない場合にかぎり、離婚を認める。第二次大戦以前に施行された法の多くは離婚を禁止し、別居のみを許容するものであった。たとえば、教会法に従った一八三六年の婚姻法は婚姻非解消主義に立脚するが、比較的容易な方法で、不定期限の別居を認めて、実質的に共同生活関係が存在しないにもかかわらず、形式的に法的な婚姻紐帯を維持しようとした。一九四五年の命令は、別居を認めず、客観的な事実状態が婚姻の継続的な確綻を示す場合に、すなわち、婚姻生活共同関係がもはや事実上存在しなくなったときに、離婚を承認する。従って、離婚宣言を行う裁判所はもはや婚姻生活共同関係を維持するなんらの可能性も存しないとき、その破綻を公認する任務に限定される。しかしながら、婚姻が明白に破綻していると認定される場合でも、裁判所に子の利益を斟酌して離婚請求を棄却する権限が与えられている。それゆえ、離婚の許否の終局的な規準は子の利益という点におかれるわけである。

また、この命令には、離婚原因としては、婚姻生活共同関係の破綻という唯一つの一般原則を認めるだけで列挙することをしない。ただ、この破綻を象徴する場合としてつぎのもの、すなわち、(イ)姦通 (ロ)配偶者や子の生命の侵害 (ハ)家計補助の拒絶 (ニ)理由なき一年以上の共同生活の放棄 (ホ)名誉刑の宣告 (ヘ)放肆にして不道徳な生活 (ト)利殖を目的として破廉恥な職業への従事 (チ)酒精中毒または麻薬の常習 (リ)性病 (ヌ)一年以上継続する精神病 (ル)性的不能——五〇才にいたるまでその発達の時期に関係なく——を例示するにとどまる。最後の二つの場合をのぞいて、裁判所は離婚の宣告に際して一方の当事者の有責性を認定しなければならぬし、また、離婚は有責配偶者を被告として宣告されるだけであって、有責配偶者は離婚請求をなしえないとされている。有責性は扶養料ならびに慰藉料の請求に關して問題になり、裁判官は離婚判決の中で離婚によって、しかも、主として夫婦財産制から生ずる利益の喪失に

よって発生した損害にたいする賠償請求権ならびに慰藉料請求権を無責配偶者に付与しうることを命じうる旨の規定も存在する。以上の一九四五年の命令の離婚規定は、一九五〇年の家族法典ではつぎのように若干の改正を受けている。

(2) 現行の離婚法^(六)

家族法法典では離婚原因を個別的に列挙せず、各配偶者は重大な理由のために、婚姻関係が完全にして継続的に破綻したときには、離婚を請求することができる^(七)（第二九条第一項）。しかし、離婚は未成年の子の幸福を害するおそれがある場合には許されない（同条第二項）。相手方配偶者が離婚に同意する場合をのぞいて、婚姻関係の破綻にたいして有責な一方の配偶者の請求によっては、離婚は宣言されない（第三〇条第一項）。もっとも、裁判所は社会的利益を考慮して、特別の場合には、配偶者が長期間にわたり別居して生活する場合には、相手方の同意を欠くときでも離婚を宣告することができる（同条第二項）。

離婚を宣告する際には、裁判所は責任の有無を判決するが、双方の配偶者によって離婚が請求された場合には、その認定をしない（第三一条）。裁判所が離婚の宣告をする際には、必ず未成年の子およびその財産にたいする配偶者の権利、義務について判決しなければならぬ（第三二条）。無責配偶者がみずからの生計を維持することができる^(八)ときには、相方配偶者は無責なるときでも、その収入および財産に応じた扶養定期金を給付すべき義務を負う（第三四条第一項）。双方の配偶者が有責であるときには、裁判所は有責配偶者にたいして扶養定期金を付与することができる（同条第二項）。有責配偶者の扶養定期請求権は、たとい裁判によって与えられたとしても、扶養義務者たる配偶者の死亡および扶養権利者たる配偶者の再婚によって消滅する。無責配偶者にたいするこの権利は離婚の宣告のときから五年の経過によって消滅する（同条第三項）。

離婚した妻はその前夫の氏を継続して称する。もっとも、妻が離婚の宣告のときから三ヶ月の期間内に戸籍吏にたいして意思表示をなすことによって婚姻締結前の氏に復することはできる（第三三条）。

四 夫 婦 財 産 制

(1) 夫婦財産制の発展

ポーランド創設当初における法不統一の現象は、夫婦財産制の領域においても例外ではなく、五地域に適用される五個の異った夫婦財産制が存在した。しかも、明確な準拠法を欠くために、いかなる法定夫婦財産制を適用すべきかについて複雑な問題が惹起した。たとえば、旧オーストリア領域クラカウの出身で、ポーランド王国のワルソー（旧ロシア領域）に居住し、旧ドイツ領域のカトヴィツェで婚姻を締結したポーランド人の場合、その夫婦財産制を定める規準として、出身の所属あるいは住所地をとるならば、いずれも一八二五年の旧ポーランド王国民法のそれを適用することになる。かかる複雑な問題を解消するため、一九二六年八月二日ポーランド法は、ポーランド人がポーランドで締結した婚姻についての法定夫婦財産制は、夫となるべき者が挙式の際にすくなくとも一年以上居住した地域に行われている法に依拠すべきことを宣言した。^(八)そして、一八二五年以来のポーランド王国民法の夫婦財産制は原則として別産制に拠っていた。^(九)一九四六年の命令は所得分配制 (*régime de participation aux acquêts*) を採用した。すなわち、この法定夫婦財産制では、特有財産と取得財産とが明確に区別され、各配偶者は婚姻中はその特有財産ならびに取得財産の単独所有者であって、それらを自由に処分することができた。もっとも、相続、遺贈、贈与によって取得された場合をのぞき、法定夫婦財産制の存続期間に取得された不動産や営業については、他方の明確な同意なくして、譲渡あるいは抵当権を設定する

ことはできなかったが、同意を得られないときでも、そのような処分が家族の利益に反しない場合には、裁判所の許可でたりた。婚姻が解消すれば、各配偶者は特有財産の所有権を留保するが、取得財産は双方の配偶者の共有財産を構成し、均分に分配された。また、当事者は婚姻締結の前後をとわず、約定夫婦財産制を採用することも許された。^(二〇)

一九五〇年の家族法典は再び改正を加え、法定共有財産制として、所得共有制を採用した。この改正は男女同権の原則に対応すると同時に、家族を強化することを目的としたと言われている。^(二一)

(2) 現行の夫婦財産制

一九五〇年の家族法典は一九四六年法に大幅の改正を加え、新しい法定夫婦財産制を創設し、約定夫婦財産制の適用範囲を著しく縮小した。家族法典においても、夫婦財産制における移転性の原則は維持され、つぎの場合にその適用をみる。

(a) 配偶者が契約にもとずいてその財産関係を決定する権限を付与された所定の狭い範囲においては、この権限は婚姻締結前だけではなく、婚姻中においても行使されうる(第二八条)。従って、法定夫婦財産制は婚姻中においても契約によって変更されうるし、また、約定夫婦財産制を法定夫婦財産制に替えることもできる。

(b) 重大な事由がある場合には、法定夫婦財産制は一方の配偶者の請求にもとずき、判決によって別産制に変更されうるし、また、一方の配偶者が行為能力を失ったときには、法定財産制は別産制に当然に移行する。

(1) 法定夫婦財産制

(a) 法定財産制は所得共有制 (*communauté réduite aux acquêts*) の範疇に属するものである。特有財産に入る物は、(1)婚姻締結前から有していた財産、(2)相続、遺贈、贈与によって婚姻中に帰属した財産、(3)個人的使用に供される物、(4)個人的な職業活動に用いられる物である(第二一条)。これにたいして、共同の所得とみなされる物は配

偶者によって婚姻中に取得された前掲の物をのぞく一切の物である(第二条第一項)。

(b) 条文では、右のように、共有財産に関して個別的に列挙する規定も、共有財産を推定する規定も存在せず、曖昧とした表現を用いているために、共有財産の分配に関して種々の問題が生じ、それをめぐって様々の解釈がなされている。ある少数の学説は第二条第二項に列挙された財産をのぞいて、婚姻中に取得された一切の財産が共有財産となると解したが、このように考えると、第二条所定の『所得』(dorobek = acquêt, acquest)の意味が没却されてしまう。そこで、問題は、dorobek といふことばの意義を明確にすることに集中されたが、元来、この語は多義であって、無償で取得された財産以外の一切の取得物を指すこともあるし、また、とくに、一定の取得物、すなわち、不動産、家具のごとき非消費財のみを指すこともある。従って、前者を強調するものは、第二条第二項で排除される無償で取得された物および一身専属的性質を有する物をのぞく、一切の所得——したがって、第二条第二項は無償で取得されるものを例示するにすぎないことになる——が共有財産になると説き、共有制は家族を強化するためであるから、共有財産の概念を制限する解釈は民法の社会的目的を毀損すると主張する。これにたいして、後者に着目するものは、非消費財のみが共有の対象になるにすぎないと言う。このような共有物に関する解釈上の差異は、実務上の問題に深刻な影響を与え、前説に従えば、配偶者が婚姻中取得した収益、とくに、俸給は共有財産となるに反して、後説によれば、それらは共有財産に入らないことになる。のみならず、共通財産の通常管理については、双方の配偶者に平等の権利を付与する第二条によって、問題は更に複雑になった。俸給が共有財産に含まれるということとを認めれば、各配偶者は自己の俸給を自由に処分する権利が著るしく制限されることになり、その反対に、俸給が共有財産から除外されることを承認するということになる。こんどは共有財産制の実体は失われて別産制を認めるのと同じの結果に帰着するのである。ポーランドの学界はこれらの解釈をめぐって長い間争われてきた。

ところが、一九五五年六月一日、一九五六年五月二三日、同年一〇月一〇日の最高裁判所判決は、相ついで、共有財産に包摂されるものは非消費財にかぎるという解釈を提示した。とくに、一九五五年六月一日のそれでは、この問題を詳説し、特有財産の果実、収益ならびに婚姻中に取得された収益、俸給は各配偶者の特有財産に属し、共有財産は婚姻中に取得された非消費財ならびに貯蓄、すなわち、日常の生活費をこえる収入にかぎられる旨を判示した。これらの最高裁判所の判決にたいしては、第二次大戦以前にポーランドで一般的であった別産制の伝統の影響が顕著なことが指摘され、異論も存するが、とにかく、この判決の解釈は現行の所得共有制の観念と一致しないことは明白である。いわば判決を契機にして、夫婦財産制は共有制の実質を失って、所得分配制に接近しているのである。

しかしながら、そこには婦人の労働が一般的である社会主義体制において、共有制の原則と双方配偶者の同権の原則とをいかにして調和するかの困難な問題が内在している。家族法典は、家族を強化し、また、婦人について別産制から生ずる不利益を回避さす目的で、所得共有制を採用し、かつ、共有財産の管理については、双方の配偶者に同権を付与したが、他方の同意を要しない各配偶者の管理権が拡大される場合、共有制の原則そのものが危殆に瀕して行く。従って、この配偶者の権利に制約が加えられれば加えられるほど、それぞれの労働の収益を処分する自由は愈々狭くなり、共有財産の管理における配偶者の相互依存関係は配偶者の相互的な後見に転化する傾向が出てくる。それゆえ、この矛盾を解決するために、最近では婚姻中配偶者が取得した労働収益は留保財産制 (*régime de biens réservés*) に付すべきであるということが検討されはじめられている。

(c) 配偶者は日常家事に関して、それぞれによって締結された契約の責任を連帯で負担する(第二〇条第一項)。重大な理由がある場合には、裁判所は一方の配偶者から連帯責任の効果を有する契約を締結する権限を剝奪すること

ができる（同条第二項）。それぞれの配偶者はその特有財産を単独で管理し、また、その果実や収益を取得する。一方の配偶者に一時的障害が存するときには、他方の配偶者が、日常家事に関しては、その者に代って行為し、また、その通常の収益を徴収することが許されるものとみなされる（第一九条）。

一方の配偶者が家族の扶養に供与する義務を履行しないときには、裁判所はその労働の報酬あるいは他の収益の全部または一部を直接に他方の配偶者に支払うように命ずることができる。

各配偶者は所得に関する一切の通常管理の行為を単独で行う。しかし、通常管理の範囲をこえる所得に関する処分行為は、配偶者双方の合意にもとずいてなしうるだけである（第二二条）。もっとも、一方の配偶者が同意を拒否した場合には、裁判所が、その行為が家族の利益になると判断するときには、他方の配偶者に処分することを許すことができる。

配偶者が家族の利益に反する方法で所得を管理するとき、または、適当な方法で管理することができないときには、裁判所は判決によって各別に通常管理行為を行う権利あるいは双方の配偶者の合意に基いてなされうるだけの処分行為に協力する権利を剝奪することができる。

婚姻締結前の債務または債務者の特有財産だけに關する債務以外の配偶者の債務にたいしては、所得をもって責任を負う。婚姻締結前の債務ならびに特有財産に關する債務については、債権者は債務者の特有財産、俸給、その他の個人的収益にたいして償還請求をなしうるだけである（第二三条第二項）。

(d) 法定夫婦財産制はつぎのような事由で終了する。

(i) 死亡または離婚による婚姻の解消、(ii) 婚姻の無効、(iii) 約定夫婦財産制の採用、(iv) 一方の配偶者の禁治産宣告（第二四条第二項）、(v) 重大な事由にもとずく一方の配偶者の法定財産制の廃止判決（第二四条第一項）。

(e) 法定夫婦財産制が終了すると、所得はそれぞれの配偶者が平等の持分を有する通常の共有財産に変わる（第二五条）。しかしながら、離婚の場合には、この割合は変更される。有責の配偶者が所得の設定にたいする寄与を欠くかあるいは寄与したとしても、極く僅かであるときには、他方の請求によってその持分の一部または全部が剝奪される（第二七条第一項前段）。双方が有責であるときには、裁判所は、一方の配偶者の請求にもとずいて、各々が所得の設定に寄与した割合を斟酌して、それぞれの持分を定めることができる（同条後段）。この規定は、配偶者が無効なことを知っている場合の婚姻の無効にも準用される（第二七条第三項）。更に、妻が共同の家庭のための労働ならびに子に加えられた身上の監護によって家族の需要に提供した寄与を所得設定への寄与と同等の物とみなし（第二七条第二項）、その結果、離婚または婚姻無効の場合における不均等な共有持分を決定する際に、それらを広範囲にわたって斟酌すべきであるとしているのは注目される。

(ロ) 約定夫婦財産制

すでに述べたように、家族法典においては、当事者が夫婦財産制を選択する自由は著るしく制限された。しかも、ポーランドにおいては、夫婦財産契約は一般にはほとんど行われていないと言われる。⁽¹³⁾夫婦財産契約によって当事者は共有財産の範囲を拡げるかあるいは狭めることだけをなすにすぎないから（第二八条第一項前段）、契約によって法定共有財産制に修正を加える自由は極端に制限されているのである。当事者は、法定夫婦財産制に規定されているものとは異った方法で、共有財産の管理を行うことができる（同条後段）。しかしながら、この点についての変更は、婚姻における配偶者平等の原則、重要な管理行為を行うに先立って配偶者が相互に協議する義務、一定の重要な行為の実行時期に関して争いが存する場合に配偶者が訴を提起する権利を害してはならない。

夫婦財産契約は公正証書によって締結されなければならず、その形式を欠くときは効力を生じない。しかし、第三

者が悪意である場合にかぎり、それらは第三者に対抗することができる（同条第二、三項）。

五 親子関係と養子縁組

(1) 一九四六年の家族法^(一四)

一九四六年の家族法は、親子関係については、嫡出親子関係、親権、非嫡出子、養子縁組を規定するが、すでに述べた一連の諸命令と同様に、この法においても男女同権の原則が貫徹されている。この原則は父母の子にたいする平等の権利、義務の確立として親子関係に反映しているが、とくに、親については、その第三条に、「親の義務は子の幸福と社会の利益が要請する態様でその権利を行使することである」との規定がおかれている。つまり、親の権利は社会的利益と同調すべきことが要請されるから、国家は親の権利行使にたいして積極的に介入して監督を加える必要を求められるのである。

このように、子にたいして父と同等の地位を母に確立したことに対応し、非嫡出子の地位の実質的な改善に考慮が払われた。しかしながら、非嫡出子の法的地位を嫡出子と全く同一にすることは、家族生活の基礎を侵害する危険が内在するので、この法律は非嫡出子の地位を可能なかぎり高くする努力を払っている。母子関係については、非嫡出子は相続権を含めて、嫡出子と同一の地位が付与される（第五一条）。父子関係に関しては、非嫡出子の中、父によって認知された子、準正された子、権利上平等化された子の三者にたいしては嫡出子と同一の法的地位が与えられるが、これらの中、最後のものは、新しい制度であって、父の死亡に際し、父が母と内縁関係にあるときには、後見機関にたいして父子関係を確定し、権利上非嫡出子を嫡出子と同等化する権限を付与した制度である。これらをのぞいた他の非嫡出子、とくに、裁判によって父子関係が確定された子は、嫡出子と同一の地位を享有しない。これらの

子は父の氏を称し（第五二条第二項）、父は養育義務を負うが（第五六条第一項）、しかし、父を相続する権利は有しない。また、裁判上の父の搜索も許され、裁判所は父と子の母と性的関係の推定について自由に評価することができ、また、不貞の抗弁は排斥され、裁判所は懐胎期間中に母が父以外の男子と関係を有した事実を任意に評価する権限をもつ。

養子制度に関しては、第二次大戦の結果、親をなくした子と子を失った親が多数発生したという社会状態が特別に考慮され、孤児を収養するために、養子縁組の要件が著るしく緩和された。養親の年齢は三五才であるが、二五才以上の者は、三年間子を養育したときには、その子を収養することが許された。また、養子の年齢にはなんらの制限もなく、すべての未成年者を収養することができるが、養親子間には、一五才の年齢差の存在することを必要とした。一九五〇年の家族法典は、以上の親子関係を支配する原則を更に徹底させたものである。

(2) 現行の親子関係と養子縁組^(二五)

(1) 親子関係

家族法典は嫡出子と非嫡出子との間の一切の差別を廃止した。かかる平等の地位を反映すために、家族法典の中では、 \blacktriangleleft 非嫡出子 \blacktriangleright あるいは \blacktriangleleft 嫡出子 \blacktriangleright という用語すら用いられていない。^(二六)

(a) 父子関係

子が婚姻中または婚姻の解消もしくは無効後三百日以内に生まれたときは、母の夫の子と推定される（第四三条第一項）。三百日以内ではあるが、母の再婚後に生まれた子は、後夫の子と推定される（同条第二項）。婚姻外で生れた子の父子関係は、任意認知または判決によって生ずる（第四三条）。婚姻外で生まれた子は、母の同意を得た場合にかぎり、父によって認知されうる。この同意は母が死亡するかもしくは禁治産宣告を受けた場合、または、母との連絡に

きわめて困難な障害が存するときには必要としない。もっとも、後者の場合には、もし認知者が子の父でないならば、母は認知を知ってから六ヶ月以内に認知の取消を請求することが許される（第四四条第一項）。更に、出生前の懐胎子を認知することもできる（第四五条）。

任意認知がないときには、母および子は裁判所に父子関係の確認を請求することができる（第四七条第一項）。子の出産前一八〇日ないし三百日の期間内に、母と性的交渉のあった者は子の父と推定される（同条第二項）。推定されうべき父の死亡の場合には、後見官庁によって任命された保佐人にたいして請求がなされる（同条第三項）。不貞の抗弁（*Complurium concumbentium*）は許されない。

(b) 母子関係

母子関係は出生証明書への登録の結果生ずる。登録されなかったとき、または、登録が不正確なときは、母子関係は一切の立証手段をもって確定され、母による認知の観念は存在しない。

(c) 父子関係の否認

母の夫は、子の父親でないときには、父子関係のありえないことを明示する事実を立証して、父子関係を否認することができる。否認の訴は子の出生を知った後六ヶ月以内に提起されなければならない（第四八条第一項）。この訴は子と母、もしくは母死亡のときは、子にたいしてのみ提起することができる。子が婚姻締結後一八〇日以内に生まれたときには、夫はその子の夫でありえないことを立証することを要せず、子の父でない旨の単なる申述でたりる。しかしながら、この否認は夫が子の出産前三百日ないし一八〇日の間母と性的交渉を有し、また、婚姻当時に妻の懐胎を知っていたときになしえない（第四九条第二項）。父による否認は子が死亡した後は許されない（第五二条）。すでに訴訟に繫属中の否認の訴は、子が死亡した場合には職権をもって却下される。

母も自己の子と夫との間の父子関係を否認することも許される。この請求は、夫の否認の訴と同一の規則に服せしめられ、その訴は子の出産後六ヶ月以内に提起されなければならず（第五一条）、また、この訴は子および父、また、夫が死亡している場合には、子だけを相手方とする。

(d) 子 の 氏

子は父の氏を称する。父が知れないときは、子は母の氏を称する。父母ともに知れないときは、子は後見官庁によって付与された氏を称する（第三六条第一項）。父子関係が判決で確認されたときには、裁判所は母または子の請求にもとずいて、子に父の氏を付与することができる（同条第二項）。

父の知れない子の母が婚姻するときには、配偶者となるべき者は、戸籍吏にたいする意思表示によって、父となるべき者の氏を子に付与することができる（第三七条第二項）。氏の付与は認知を含まないし、また、子と母の夫との間にいかなる親族関係をも設定するものではない。子の氏の変更は未成年の間行われるだけである（第三八条）。

(b) 扶 養 義 務

子の扶養、教育の諸費用は父母によって負担される。これらの諸費用の全部または一部は、子の教育に関する身上監護によって、これを供与することができる（第三九条第一項）。父母の扶養義務は子が自己の生計を維持できないかぎり存続する（第三九条第二項）。子が父母と共同生活し、収益を得る労働に従事するときは、必要に応じて、家族の需要に応ずべき義務を負う（第四〇条第一項）。子の養育および教育に関する一切の合意または裁判は事情に応じて変更される（第四一条）。

(c) 養 子 縁 組

養子縁組は養親子間が実親子間に存在する紐帯と同一の紐帯を創設する（第六四条）。未成年者のみが養子となり

うるだけであって、しかも、養子縁組が未成年者の利益となる場合に限定される。また、未成年者が父母の親権に服する場合には、養子縁組は特別の場合にかぎり許されるにすぎない（第六五条第一項）。養親と養子との年齢差は一定せず、適当な差があればたりる（同条第二項）。一方の配偶者は、他方が意思表示をなしえないとき、または、他方と連絡するにきわめて困難な障害が存するときをのぞいて、その者の同意を得た場合にかぎり養子縁組の締結が許される（第六六条）。

養子縁組は養親の申請にもとずき裁判所によって宣告される。養子縁組は養子となるべき者の法定代理人の同意を得た場合にかぎり行われうるにすぎないし、また、養子が満一三才に達しているときには、その同意をも必要とする（第六七条）。

養子は養親の氏を称する。しかし、養親の同意を得れば、養子は養親の氏に従来の氏を付加することもできる（第六八条）。養子が未成年の中に、重大な事由があるときには、養親または養子の請求に基き、裁判所は縁組を解消することができる（第七〇条）。養子が成年に達しているときには、養子縁組は公証人の面前でなされた養親と養子の共同の意思表示により、また、いずれか一方の請求にもとずいて下された判決によって解消される（第七〇条）。

養子縁組の解消後でも、養子は養子縁組で取得した氏を保持する。しかしながら、重大な事由があるときには、裁判所は養子が従来有した氏を再び称することを許しうる（第七〇条）。

(一) 第二次大戦前の婚姻法の概要については、スタニスラフ・ティルポール・山下、野田訳「比較婚姻法」第一・二部所収参照。

(ii) J. Jodkowski, op. cit., p. 71 sq.

(iii) Z. Szirmai, Le droit de mariage dans les codes de la famille tchecoslovaque et polonais, Revue internationale de droit comparé, an. 1. 75, 1952, pp. 291—293 ; Juris-Classesurs de droit comparé, op. cit., p. 3.

- (四) 一九四五年以前の諸法典では、二一才をもって成年に達するとみなされていた。一九四五年の命令で一八才に引下げられた。一九五〇年の家族法典はこの点についてなら改正を加えていない。また、婚姻を締結した未成年者は成年になった者とみなされる。未成年者の婚姻が無効の宣告を受けても、成年擬制の利益を喪失しない (Juris-Classeur de droit comparé, op. cit., pp. 2—3)。
- (五) G. SImson, Les transformations du droit européen du divorce depuis dix ans, *Revue internationale de droit comparé*, ann. 72, 1949, pp. 34—35 ; J. Jodlowski, op. cit., p. 72.
- (六) Divorce et séparation de corps dans le monde contemporaine, éd. par G. Le Breas et M. Ancei, t. I, p. 239 sq.
- (七) 家族法典は離婚原因を個別的に列挙することを廃止した。かかる傾向は東欧諸国では一般的であって、チェコスロバキア民法典(一九五〇年一月二七日)第三〇条はポーランドと同様であるし、ハンガリア法(一九五二年法四号第一八条)ではただ「重大にして正当な原因」の存在することだけを原因としてあげ、また、ルーマニア家族法(一九五三年二月二一日)第三八条も一定の事由というだけで、具体的には示していない。いずれもソヴェト法(一九四四年七月一八日)の離婚規定を踏襲したものと云われ得る (G. SImson, L' évolution du droit moderne du divorce, *Revue internationale de droit comparé*, Ann. 80. 1957. p. 381.)。
- (八) Juris—Classes de droit comparé op. cit, p. 4.
- (九) これらの夫婦財産制に関しては、スタニスラフ・ティルポール野田訳前掲書(比較婚姻法第二部)九三二頁以下参照。
- (一〇) Juris—Classes de droit comparé, op. cit., pp. 7—8 ; J. Jodlowski, op. cit., p. 71.
- (一一) J. St. Plalowski, Quelques remarques sur les transformations de régime matrimonial dans le droit de la famille polonaise, *Revue intercatonale de droit comparé*, ann. 81, 1958, p. 66.
- (一二) Ibid., p. 63. sq.,

- (一三) Ibid., p. 66. n. (1).
- (一四) J. Jodlowski, op. cit. pp. 74—77.
- (一五) Juris-Classes de droit comparé, op. cit., pp. 10—11.
- (一六) J. St. Plaeowski, op. cit., p. 65.

〈付記〉 本稿執筆後、J. st. Piatowski, L'égalité des droits deux époux et le régime de la communauté en droit polonais, Revue internationale de droit comparé, ann. 83, No. 3, 1960 および J. Wasillowski, Codification of civil law, in Polish Perspectives, vol. III. No. 7, 1960 の二つの論文を閲覧する機会をもった。前者は、男女同権と所得共有制とを比較法的に論じた興味深い研究であり、後者は、一九六〇年一月に統一民法典草案が作成されたことを簡単に紹介するものである。それによると、家族法は、五編一、一七一条からなる草案の第四編にあてられているが、その内容は現行家族法をほとんどそのまま編入している旨を伝えている。いずれも、本稿に関連して、論ずべき点もあるが、他日あらためて紹介したい。